

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人交楽会（以下「当法人」という。）定款第9条、第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 理事長については、別表1に定める報酬を支給する。
- (2) 理事長以外の役員等については、別表2に定める報酬を支給する。
- (3) 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じ定める時期とする。

- (1) 理事長の報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第6条に準じた日とする。
- (2) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- (3) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。但し、理事が職員である場合はこれを支給しない。

- 2 費用弁償額は、評議員及び役員の居住地から計算し、交楽会旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。
- 3 日当および宿泊料は、交楽会旅費規程に準ずる。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1. この規程は、平成29年6月22日から施行する。
2. 従前の役員報酬規程は平成29年6月21日をもって廃止する。

(別表1) 理事長の報酬

区 分	報 酬
理事長	月額 100,000円

(別表2) 役員等の報酬

区 分	内 容	報 酬
評議員	評議員会への出席、法人業務のための出勤	日額 10,000円
理 事	理事会への出席、法人業務のための出勤	日額 10,000円
監 事	評議員会、理事会への出席、法人業務のための出勤	日額 10,000円
	監事監査への出席	日額 15,000円